

白石町小規模契約希望者登録要綱

平成19年1月1日

訓令乙第88号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する小規模な建設工事、修繕、業務委託、物品購入等（以下「小規模契約」という。）について、町内業者を積極的に活用し、受注機会を拡大することによって、町内経済の活性化を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模契約の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、当該設計金額等が100万円未満のものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、町内に主たる事業所を置く法人又は住所を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (3) 白石町建設工事等入札参加者の資格に関する規則（平成17年白石町規則第120号）に基づく入札参加資格の有資格者
- (4) 希望する業種を施工するために必要な資格、免許等を有しない者
- (5) 契約希望者（法人の場合は、役員を含む。）が次のいずれかに該当する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 前号アからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(7) 前各号に掲げる者のほか、本町の契約の相手方として不相当と認められる者

(登録申請の方法等)

第4条 登録を希望する者は、白石町小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 町税の完納を証明する書類

(2) 希望する業種を施工するために必要な資格、免許等を有することを証明する書類の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(登録名簿への登載)

第5条 町長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、白石町小規模契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。また、登録名簿は、一般にも公開するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録年の6月1日から2年間とする。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までとする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったとき、又は事業を廃止したときは、速やかに白石町小規模契約希望者登録変更・廃止届（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 町長は、登録名簿に登録されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条各号に該当した場合

(2) 倒産又は破産した場合

(3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

(登録者の取扱い)

第9条 町長は、小規模契約に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登録された者に対し、積極的に見積参加の機会を与えるよう努めるものとする。

(契約保証金)

第10条 登録名簿に登録された者との契約に際しては、白石町財務規則(平成17年白石町規則第43号)第100条第2項第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。